

指標の新設・見直し等について（農、水）

中目標 1 食料の安定供給の確保

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 [消費・安全局]											
施策		(2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保											
		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
1 食品表示の 遵守状況の確実 な改善	(7) 生鮮食品の 「原産地」の不 適正表示率			15% (21年度)	10%以下 (27年度)	—	見直し	1 食品表示の 遵守状況の確実 な改善	(7) 生鮮食品の 「原産地」の不 適正表示率	2% (25～27年度平均)	1%以下 (32年度)	1.8%以下	
	(イ) 加工食品の 義務表示事項 (品質に関する もの)の不適正 表示率			18% (21年度)	10%以下 (27年度)	—	見直し		(イ) 加工食品の 義務表示事項 (品質に関する もの)の不適正 表示率	5% (25～27年度平均)	1%以下 (32年度)	4.2%以下	
									※ 平成27年度の不適正表示率は、生鮮食品は0.6%とさらに改善しているが、平成28年度から平成32年度までの目標設定に当たっては、 ①調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」を基準値とし、 ②平成32年度の目標値については、更なる引き下げを図るため1.0%以下とし、 ③平成28年度から平成31年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定した。				
									※ 平成27年度の不適正表示率は、加工食品は2.3%とさらに改善しているが、平成28年度から平成32年度までの目標設定に当たっては、 ①調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」を基準値とし、 ②平成32年度の目標値については、更なる引き下げを図るため1.0%以下とし、 ③平成28年度から平成31年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定した。				

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		② 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承【食料産業局】								
施策		(1)「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
1「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進	(7)日本型食生活の実践に取り組む人の割合	17% (21年度)	27% (27年度)	—	見直し	1「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進	(7)日本型食生活の実践に取り組む人の割合	62% (27年度)	70% (32年度)	64%
	(イ)農林漁業体験を経験した国民の割合	31% (24年度)	35% (30年度)	34%	見直し		※米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。 具体的には、第3次食育推進基本計画に掲げられた食生活に係る目標値「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」に準じて設定し、27年度(62%)から毎年度約2%ずつ向上させ、32年度に70%とすることを目標として設定した。			
	(イ)農林漁業体験を経験した国民の割合	31% (24年度)	35% (30年度)	34%	見直し		(イ)農林漁業体験を経験した国民の割合	31% (24年度)	40% (32年度)	37%
1「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進	(ウ)学校給食における地場産物を使用する割合	25% (22年度)	30% (27年度)	—	見直し	1「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進	(ウ)学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% (27年度)	30% (32年度)	27.5%
	(ウ)学校給食における地場産物を使用する割合	25% (22年度)	30% (27年度)	—	見直し		※農林漁業者等及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ベース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すこととされているため、「学校給食における地場産物を使用する割合」を測定指標として選定した。 具体的には、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を平成32年度までに30%以上とすることを旨とする」目標をもとに、毎年度一定割合で増加するものとして目標値を設定した。			
	(ウ)学校給食における地場産物を使用する割合	25% (22年度)	30% (27年度)	—	見直し		(ウ)学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% (27年度)	30% (32年度)	27.5%

	2 「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大	(7) 国産農林水産物の販売促進活動を実施する者の国産農林水産物・食品の消費拡大を図るための事業の活用による売上向上率	— (25年度)	売上向上率10%向上 (29年度)	前年度以上の向上率	見直し
	—	—	—	—	—	新設
	—	—	—	—	—	新設

2 「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大	(7) 国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数	9,434社 (27年度)	12,000社 (30年度)	10,300社
	※ 消費者と食の関わり方が多様化する中、食品産業事業者等の事業者と連携し、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進することが重要であることから、「国産農林水産物消費拡大運動（フード・アクション・ニッポン）」に参加する事業者数を測定指標として選定した。 具体的には、今後3年間で、国産を重視する食品産業事業者（約12万社）の10%が、国産農林水産物消費拡大運動「フード・アクション・ニッポン」に参加するものとして目標値を設定した。			
	(9) 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6% (27年度)	50% (32年度)	43%
※ ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」は、日本の多様な自然が育み地域の伝統的な行事や作法と結びついた日本人の伝統的な食文化であり、バランスの良い健康的な食事による健康増進、社会的な絆の強化等に寄与していることから、「伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を測定指標として選定した。 具体的には、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを旨とする」目標をもとに、毎年度一定割合で増加するものとして目標値を設定した。				
3 市町村における国民運動としての食育の推進	(7) 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	77% (27年度)	100% (32年度)	82%
	※ 食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」を測定指標として選定した。 具体的には、第3次食育推進基本計画において、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合については、今後5年間で100%とすることを旨とされていることから、平成32年度の目標値を100%とした。			

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓【食料産業局】								
施策		(2) 食品産業の競争力の強化								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
① 新たな市場を創出するための環境づくりの推進	(7) 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数	6件 (21年度)	70件 (各年度)	70件		① 新たな市場を創出するための環境づくりの推進	(7) 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数	155件 (26・27年度平均)	155件 (各年度)	155件
③ 食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進	—	—	—	—	新設	③ 食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進	(4) 飲食サービス業の労働生産性の伸び率	後日算出% (27年度)	3.0% (32年度)	—
						※ 農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでいることから、「食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数」を測定指標として選定した。 具体的には、近年、産地懇談会等の参加者には、地域食材の活用に意欲的な外食事業者も増えていること及び2年連続で目標値を達成していることから、目標値の設定方法を見直し、直近2カ年度における実績値の平均である155件を28年度以降の目標値として設定した。				
						※ サービス産業チャレンジプログラムにおいて、サービス産業全体の労働生産性の伸び率が、平成32年までに2.0%となることを目指すことが決定されたことから、「飲食サービス業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。 具体的には、サービス産業チャレンジプログラムにおいて掲げられたサービス産業全体の目標値である2.0%をもとに、その数値を上回ることとして、平成32年度までに伸び率が3.0%となることを目指す目標値を設定した。 なお、年度ごとの目標値については、同プログラムにおいて途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととした。				

政策分野		④ グローバルマーケットの戦略的な開拓 【食料産業局】								
施策		(2) 食品産業のグローバル展開								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
① 食品産業の海外展開の促進	(イ) アジアにおける我が国食品産業の現地法人数	612法人 (21年度)	800法人 (32年度)	755法人		① 食品産業の海外展開の促進	(イ) 我が国食品産業の現地法人数	1,071法人 (27年度)	1,320法人 (32年度)	1,120法人
						※ 食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「我が国食品産業の現地法人数」を測定指標として選定した。 具体的には、農林水産物の輸出力強化戦略が取りまとめられ、併せて、国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略が示されたところ、目標値については、データ取得が可能な過去8年間の我が国食品企業（食品製造業）の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により、平成32年度の法人数を1,320法人とする目標値を設定した。				

中目標2 農業の持続的な発展

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		⑦ 担い手への農地集積・集約化と農地の確保 [経営局]								
施策		(1) 担い手への農地集積・集約化の加速化								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
① 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立	(4) 農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率	—	80%以上 (28年度)	80%以上		① 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立	(4) 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率	— (—)	80% (32年度)	80%/毎年度
※ 土地改良長期計画においては、農地整備事業と農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地集積に資する農地の大区画化、排水改良等の基盤整備を一層推進することにより、基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を約8割以上に向上させることとしていることから、これを測定指標の目標値として設定した。										
施策		(2) 荒廃農地の発生防止・解消等								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
① 農用地区域における荒廃農地の再生利用	(7) 荒廃農地の再生利用面積	未定	未定	—		① 農用地区域における荒廃農地の再生利用	(7) 荒廃農地の再生利用面積	— (—)	4.5万ha (37年度)	4.1千ha
※ 農用地の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針（平成27年12月変更）」において、平成37年までに荒廃農地を4.5万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを測定指標の目標値として設定した。 なお、年度毎の目標値については、目標年までの11年間（H27～37）において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定した。										
施策		(3) 農地転用許可制度等の適切な運用								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
① 農用地区域内農地面積の確保	(7) 農用地区域内農地面積	未定	未定	—		① 農用地区域内農地面積の確保	(7) 農用地区域内農地面積	405万ha (26年度)	403万ha (37年度)	404.6万ha
※ 農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、平成37年の確保すべき農用地区域内農地面積の目標を403万haとしたことから、これを測定指標の目標として設定した。 なお、年度毎の目標値については、基準年（H26）から目標年（H37）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして設定した。										

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野	⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進【農村振興局】										
施策	(1) 良好な営農条件を備えた農地の確保										
① 水田の汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
		(7) 基盤整備を実施した農地における耕地利用率	92%全国平均値 (20年度)	108%以上 (27年度)	—			(7) 裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率	119% (27年度)	125% (32年度)	121%
		(4) 排水対策を実施した水田における麦・大豆の作付率	9%全国平均値 (20年度)	17.0% (27年度)	—	見直し	水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上	(4) 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合	21% (27年度)	30% (32年度)	23%
							※ 土地改良長期計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良等を推進し、基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を約3割以上に向上することとしていることから、これを測定指標の目標値として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、毎年度一定割合でこれらの値を向上させることとした。				
※ 土地改良長期計画においては、食料自給率の向上や食料自給力の維持向上にも資するよう、気候上裏作が可能な関東以西地域を中心に耕地利用率を125%以上に向上することとしていることから、これを測定指標の目標値として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、毎年度一定割合でこれらの値を向上させることとした。											
施策	(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理										
① 基幹的農業用排水施設を対象に機能診断を実施	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
		(7) 基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合（再建設費ベース）	39% (22年度)	約7割 (28年度)	約70%			(7) 基幹的農業水利施設の機能診断の実施率	65% (27年度)	100% (32年度)	72%
※ 土地改良長期計画（平成28年8月閣議決定予定）では、戦略的な保全管理に不可欠な施設の機能診断の早期の実現に向け、現状の実績を踏まえて、基幹的農業水利施設の機能診断実施率を平成32年度までに10割とすることとしており、同目標を測定指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施率を向上させることとする。											

施策		(3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策								
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
② 湛水被害、 津波・高潮被害 等の災害が発生 するおそれのある 農地の減少	(7) 湛水被害等 が発生するおそれ のある農地の 減少面積	—	10万ha (28年度)	10万ha	見直し		(7) 湛水被害等 が防止される農 地及び周辺地域 の面積	0ha (27年度)	約34万ha (32年度)	約6.8万ha
	(イ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）	約13% (23年度)	約45% (28年度)	45%	見直し	② 湛水被害、 津波・高潮被害 等の災害が発生 するおそれのある 農地の減少	(ウ) 南海トラフ 巨大地震・首都 直下地震等の大 規模地震が想定 されている地域 等における海岸 堤防等の整備率 （計画高までの 整備と耐震化）	約37% (26年度)	約57% (32年度)	49%
							※ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。）では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野（ウ）では、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化）」を指標として、平成32年度までに約57%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととした。			

	(ウ) 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0% (23年度)	約49% (28年度)	49%	見直し	(I) 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約47% (26年度) 約68% (32年度) 64% ※ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。）では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野（エ）では、津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として、平成32年度までに約68%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととした。
	(I) 海岸堤防等の老朽化調査実施率	約75% (23年度)	約100% (28年度)	100%	見直し	(イ) 海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画（個別施設設計画）の策定率 約1% (26年度) 約100% (32年度) 7% ※ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。）では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野（イ）では、戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画（個別施設設計画）」の策定率を指標として、平成32年度までに約100%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととした。

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		⑪ 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等 [生産局]									
施策		(１) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
① 省力化・低 コスト化技術等 の導入	(ｲ) 米の生産コ ストにおける生 産資材費（農機 具費、肥料費、 農業薬剤費）と 労働費の削減	9,117円／60kg (23年)	5,470円／60kg (33年)	7,658円／60kg	見直し	① 省力化・低 コスト化技術等 の導入	(ｲ) 担い手の米 の生産コストに おける生産資材 費（農機具費、 肥料費、農業薬 剤費）と労働費 の削減	6,497円／60kg (個別経営)、 6,491円／60kg (組織法人経営) (25年) 〔平成23年産の全国平 均のコメの生産コス トにおける生産資材費と 労働費：9,117円 /60kg〕	5,470円／60kg (個別経営・ 組織法人経営) (35年)	6,292円／60kg (個別経営) 6,287円／60kg (組織法人経営)	
	(ｳ) 国内のハウ ス設置面積のう ち複合環境制御 装置のある施設 の割合	1.4% (24年度)	1.8% (36年度)	1.5%	見直し		(ｳ) 国内のハウ ス設置面積のう ち複合環境制御 装置のある施設 の面積の増加	655ha (24年度)	719ha (36年度)	668ha	
							※ 現行指標では、「ハウスの全設置面積」が減少すれば、達成度合が高くなることから、「複合環境制御装置のある施設」の増加効果をより明確に評価するため、「割合」ではなく「面積の実数」に再設定した。 隔年で実施している調査により実績を把握するため、隔年ごとに評価を実施する。				

施策										(2) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立				
目標		指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標		指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		
② 農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化		(7) 土壌分析の実施点数が増加した単位農協の割合	— (27年度)	— (32年度)	前年度を上回る		② 農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化		(7) ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数	11.6地点 (26年度)	14.4地点 (32年度)	12.0地点		
現行指標							※ 「土壌分析の実施点数が増加した単位農協の割合」ではどの程度土壌分析点数が増加したのか把握できないため、土壌分析点数の増加の程度をよりの確に表す数値として、ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数を測定指標として再設定した。 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入する。							
現行指標							新設・見直し等を行う指標							

政策分野	⑬ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション [生産局]									
施策	(1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
① 温室効果ガスの排出削減	(7) 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化	— (17年度)	未定	前年度を上回ること		① 温室効果ガスの排出削減	(7) 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化	— (25年度)	124万t-CO2 (42年度)	25万t-CO2
						※ 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により、2030年度までに2013年度を基準として、124万t-CO2の排出削減を目標としているため。 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。				

中目標3 農村の振興

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		⑭ 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 [農村振興局]									
施策		(1) 多面的機能の発揮を促進するための取組									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
① 「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数」の増加	(7) 農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数	— (一)	1,000万人・団体以上 (28年度)	1,000万人・団体以上		(7) 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率	27% (26年度)	40% (32年度)	32%		
						※ 土地改良長期計画においては、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率を平成32年度までに約4割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。 また、平成32年度に多様な人材の参画率が40%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。					
						(4) 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	32% (26年度)	50% (32年度)	40%		
						※ 土地改良長期計画においては、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合を平成32年度までに約5割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。 また、平成32年度に広域的に保全管理される農地面積の割合が50%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。					

施策		(2) 集約とネットワーク化による集落機能の維持等									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
① 農村部における人口の社会減の抑制	(7) 平地農業地域の人口の社会減（平成32年度までに減少率の5%抑制）	-0.55% (32年度)	-0.52% (32年度)	-0.43% [基準値] -0.45%	見直し	① 農村部における人口減の抑制	(7) 農村部の人口減の抑制	23,729千人 (27年度)	21,512千人 (37年度)	23,570千人 [当該年度基準値 23,456千人]	
	(4) 中山間農業地域の人口の社会減（平成32年度までに減少率の5%抑制）	-0.76% (32年度)	-0.72% (32年度)	-0.64% [基準値] -0.67%			※ 農林統計上の農業地域類型の平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域を合わせて農村部として、「農村部の人口減の抑制」を指標として設定した。 目標値を平成37年度に21,512千人とし、目標年度は、食料・農業・農村基本計画を踏まえて設定し、目標水準は、平成17年度から平成27年度の農村部の農村部の人口（住民基本台帳ベース）を対前年の平均減少率を用いて、平成27年度以降の各年度の人口（住民基本台帳ベース）を推計し、平成37年度の人口を算出した。				
② 農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率の増加	(7) 農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率	68% (21年度)	76% (28年度)	76%	見直し	② 農業集落排水施設の再編を推進	(7) 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数	0市町村 (27年度)	約300市町村 (32年度)	60市町村	
	※ 土地改良長期計画において、農業集落排水施設を有する市町村のうち、供用人口が計画人口から3割以上減少している市町村数を目標値とし、平成32年度までに、維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを目標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数を増加させることとする。										

施策		(3) 鳥獣被害対策の推進									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値		目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
① 鳥獣による農作物の被害の軽減	(7) 鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数	418市町村 (24年度)	1,000市町村 (27年度)	—	見直し	① 鳥獣による農作物の被害の軽減	(7) 鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数	1,012市町村 (27年度)	1,200市町村 (32年度)	1,090市町村	
	※ これまでの実績を踏まえ、政策目標の達成に向け有効な目標値となるよう見直しを行い、今後、鳥獣被害の防止に向け、着実に成果を上げていくこととする。 具体的には、平成26年度に鳥獣被害が確認されている1,474の市町村のうち、実施隊未設置市町村であって比較的被害が大きい市町村が約190存在していることから、目標値1,200市町村と設定した。 年度ごとの目標値は、年度がすすむにつれ新規設置が難しくなると考えられるため、これまでの設置数の推移等、過去の実績を基に段階的に設定した。										

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		⑮ 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 [食料産業局]									
施策		(2) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
① 再生可能エ ネルギーの生 産・利用の促進	(イ) 小水力発電 等の再生可能エ ネルギーの導入 に向けた計画作 成に着手済みの 地区数	— (一)	約1,000地域 (28年度)	約1,000地域		① 再生可能エ ネルギーの生 産・利用の促進	(イ) 農業水利施 設を活用した小 水力等発電電力 量のかんがい排 水に用いる電力 量に占める割合	約2割 (27年度)	約3割以上 (32年度)	22.8%	
						※ 土地改良長期計画では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけたことから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合」を測定指標及び目標値として設定した。なお、毎年度の目標値については、一定の割合で増加させることとして設定した。					

政策分野		⑯ 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等 [農村振興局]									
施策		(1) 都市と農村の交流等									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	
① 国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への強化	(ア) グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数	916万人 (24年度)	1,300万人 (32年度)	1,094万人		① 国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズムの潜在需要への強化	(ア) グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数	1,099万人 (27年度)	1,450万人 (32年度)	1,169万人	
						※ 平成28年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「平成32年には、訪日外国人旅行者数の目標を平成27年（約2,000万人）の約2倍となる4,000万人とする」とされたことから、訪日外国人の交流目標を従来の100万人から250万人に引き上げた。また、国内の交流人口については、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数の平成27年度実績を基に推計したが、これまでと同様の1,200万人となった。これらを合計し、全体の交流目標を1,450万人と設定した。 なお、毎年度の目標値については、一定数で増加させることとして設定した。					

中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野		⑳ 水産資源の回復 [水産庁]									
施策		(1) 我が国排他的経済水域等における資源管理の強化									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し
① 資源管理の推進	(7) 中位又は高位水準の魚種の比率	57.1% (22～26年度平均)	過去直近5ヵ年の指標の平均値より増大 (各年度)	55.2% (23～27年度平均)		① 資源管理の推進	(7) 中位又は高位水準の魚種の比率	直近15年間における中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	各年度	53.8%	
※ 水産資源の中期的な動向を反映できるよう、より適正な目標値を設定するための見直し。 具体的には、直近15年間を対象として基準値を定め、中高位にある魚種の比率が上位3分の2以内（上から10位以内）となることを判定基準とした。											
② 種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立	(1) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合	76.1% (22年度)	90.0% (34年度)	83.1%	見直し	② 種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立	(1) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合	76.1% (22年度)	90.0% (34年度)	90%	見直し
※ 政策効果により、近年の実績が平成34年度目標を達成していることから、平成28年度以降の各年度の目標値を90%（平成34年度における目標値）とし、少なくとも現状の実績を維持していくことで、目標達成を確実なものとするための見直し。 なお、目標値への達成度合を適切に評価するため、達成度合の判定方法についても併せて見直すこととする。具体的には、次のとおり。 （旧）達成率＝(当該年度の実績値－22年度基準値)÷(当該年度の目標値－22年度基準値)×100(%) （新）達成率＝ 当該年度の実績値÷当該年度の目標値 ×100(%)											

政策分野		㉑ 漁業経営の安定 [水産庁]									
施策		(1) 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立									
目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し
② 担い手の確保	(1) 漁船海難等による死者・行方不明者数	125人 (18～22年)	113人以下 (27年)	－		② 担い手の確保	(1) 漁船の事故隻数	662隻 (23年～27年)	587隻未満 (32年)	647隻	
※ 第10次交通安全基本計画（平成28～32年度）の策定に伴う見直し。 なお、現行の測定指標「漁船海難等による死者・行方不明者数」を使用する場合、大型船1隻の事故により複数名の死者・行方不明者が発生することから、漁船事故が減っても死者・行方不明者が増えることがあり、測定指標として用いるには振幅が大きく、施策の効果を反映しない結果となることがある。このため、測定指標を「漁船の事故隻数」とすることにより、施策効果のより適切な把握を図る。											

現行指標

新設・見直し等を行う指標

政策分野	② 漁村の健全な発展 [水産庁]																
施策	(1) 安全で活力ある漁村づくり																
② 漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	見直し	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値	② 漁業地域の 防災機能・減災 対策の強化	目標	指標	基準値 (年度・時点)	目標値 (年度)	28年度 目標値
	(7) 東海・東南 海・南海地震等 の大規模地震が 想定されている 地域等における 海岸堤防等の整 備率(計画高ま での整備と耐震 化)	約17% (23年度)	約54% (28年度)	約54%	(4) 南海トラフ 巨大地震・首都直 下地震等の大規 模地震が想定さ れている地域等 における海岸堤 防等の整備率(計 画高までの整備 と耐震化)		約16% (26年度)	約66% (32年度)	31%								
	(4) 東海・東南 海・南海地震等 の大規模地震が 想定される地域 等において、今 後対策が必要な 水門・樋門等の 自動化・遠隔操 作化率	0% (23年度)	約39% (28年度)	約39%	(5) 南海トラフ 巨大地震・首都直 下地震等の大規 模地震が想定さ れている地域等 における、水 門・樋門等の自 動化・遠隔操作 化率	約32% (26年度)	約89% (32年度)	41%									
	(9) 海岸堤防等 の老朽化調査実 施率	約50% (23年度)	約100% (28年度)	約100%	(7) 個別施設ご との長寿命化計 画(個別施設計 画)の策定率	0% (26年度)	100% (32年度)	15%									
※ 第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとしており、同重点計画策定に伴う見直し。 漁港海岸分野では、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するための指標を設定した。																	
※ 第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとしており、同重点計画策定に伴う見直し。 漁港海岸分野では、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するための指標を設定した。																	
※ 第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとしており、同重点計画策定に伴う見直し。 漁港海岸分野では、戦略的な維持管理・更新等を推進するための指標を設定した。																	